

「明石市一般廃棄物処理基本計画」の変更概要

1. 変更の背景

■明石市の状況

明石市では、令和4年4月に「明石市一般廃棄物処理基本計画 ～みんなで作る循環型のまち・あかし～」(以下、「計画」という。)を策定しています。

計画では、令和 13 年度までのごみの削減量や最終処分量、リサイクル率等の各目標を設定し、市民・事業者と協力しながら、ごみの減量、リサイクルに取り組んでいます。

近年のごみ排出量の傾向としては、家庭系ごみ、事業系ごみともに減少傾向でしたが、令和 4 年度に事業系ごみは増加に転じており、今後の動向を注視する必要があります。

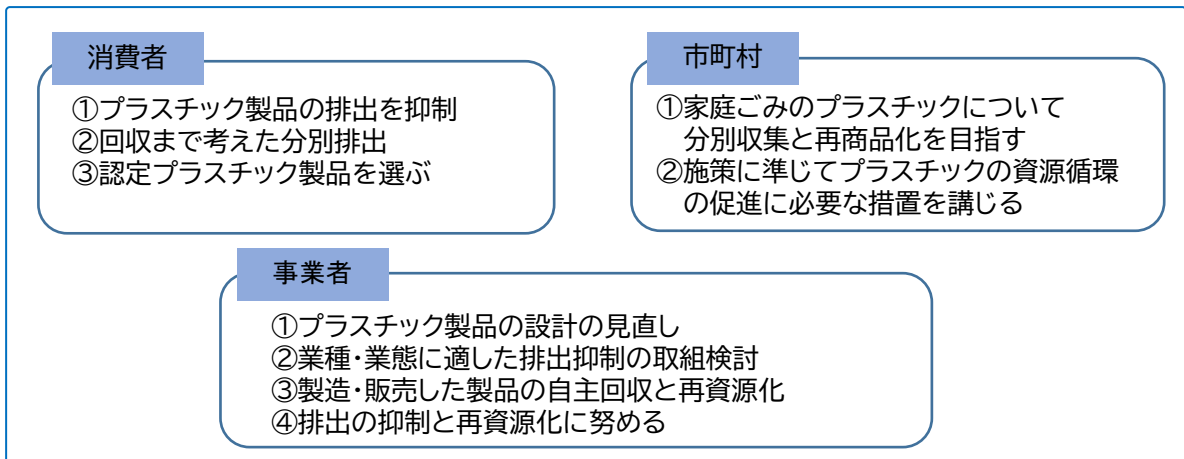
なお、リサイクル率については、年々低下傾向にあります。

■国内の動向

国内においては、海洋プラスチック問題への注目の高まり、世界的な地球温暖化問題などを踏まえ、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラ新法」という。)が施行されました。

プラ新法では、「回避可能なプラスチックの使用は合理化」し、「必要不可欠な使用については、持続可能性の向上を前提に再生素材や再生可能資源に切り替え」、「徹底したリサイクルを実施」することなどが求められ、各主体における役割が定められています。

図 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における各主体の役割



本市においては、プラ新法の施行を受け、令和 12 年度の供用開始予定の新ごみ処理施設では、『プラスチック資源(全プラ)の分別にも対応した施設とする』と施設整備基本計画において明記しており、プラスチック類等の再資源化に向け、新ごみ処理施設の稼働とあわせた分別方法の見直しを行って、処理方式、分別収集方法等について検討するため、計画の変更を行いました。

2. 計画変更

上記を踏まえ、計画の変更は以下のとおりとします。

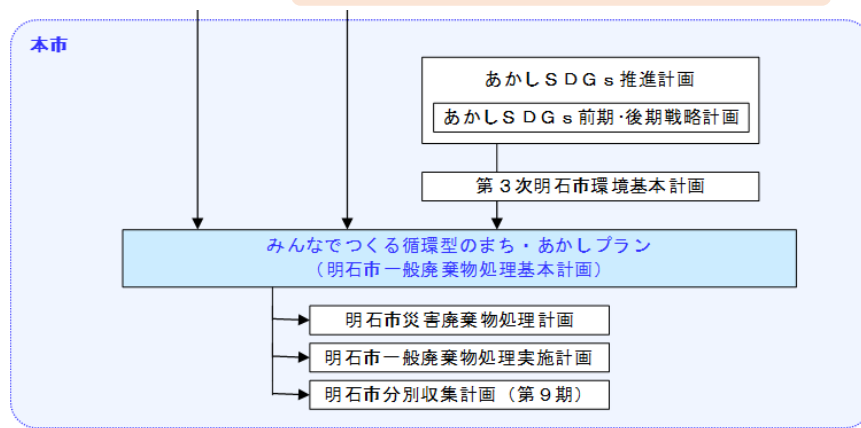
本編 3 ページ

I 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1-2. 計画の位置づけ

図1-1 計画の位置づけに「明石市新ごみ処理施設整備基本計画」を追加



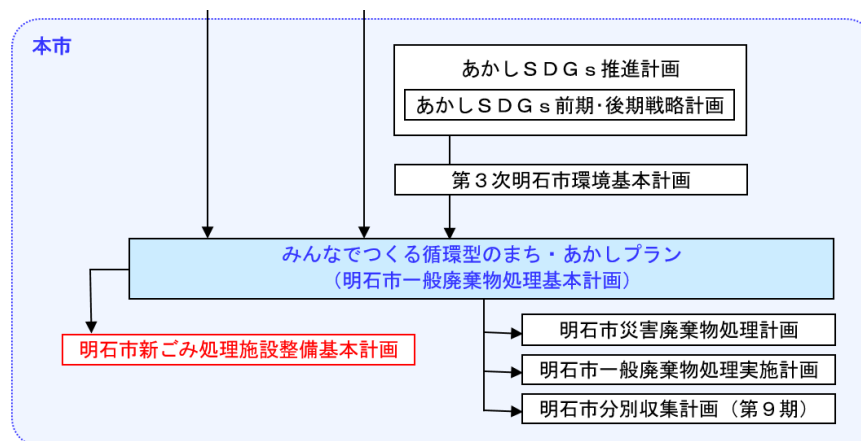
※図は抜粋

I 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1-2. 計画の位置づけ

図1-1 計画の位置づけ



I 策定にあたって

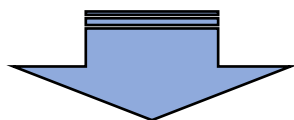
4 関連計画

4-4. プラスチック資源循環戦略(令和元(2019)年5月策定)

プラスチックは、その機能の高度化を通じて食品ロスの削減やエネルギー効率の改善等に寄与し、社会的課題の解決に貢献してきました。一方で、金属等の他素材と比べて有効利用される割合は低く、また、不適正な処理のため陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が大量にあると推計されており、地球規模での環境汚染が懸念されています。

プラスチック資源循環戦略は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略であり、国の基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とし、令和元(2019)年5月に策定されました。

プラスチック資源循環戦略を具体化するためのプラスチック資源循環促進法が令和3年3月に閣議決定されました。プラスチック資源循環促進法は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取り組みを促進するための措置を講じようとするものです。



I 策定にあたって

4 関連計画

4-5. プラスチック資源循環促進法(令和4(2022)年4月施行)

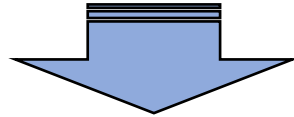
海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチック資源循環戦略を具体化するため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取り組みを促進するための措置を講じようとするものです。

また、市民・事業者・行政がそれぞれ取り組むべき事項が示される中で、行政は、家庭から排出されるプラスチック製品の分別収集・再商品化に努めることが求められており、プラスチックの使用量削減やリサイクルの推進に向けた取り組みが進んでいます。

I 策定にあたって

4 関連計画

「明石市新ごみ処理施設整備基本計画(令和5(2023)年3月策定)」を追加



I 策定にあたって

4 関連計画

4-9. 明石市新ごみ処理施設整備基本計画(令和5(2023)年3月策定)

(1)計画の基本的事項

今後整備する新ごみ処理施設について、処理方式や施設規模、環境保全目標、運営の事業方式等を検討し、取りまとめたものです。処理対象は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び一斉清掃ごみとしますが、プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえ、製品プラスチックを含む「プラスチック類」についても処理対象となる可能性を考慮し、処理方式等を検討します。

なお、新ごみ処理施設は、令和12(2030)年度中の稼働開始を予定しています。

(2)基本理念

新ごみ処理施設は、本市の一般廃棄物の処理を担う唯一の施設です。近年増加している災害時の対応も含め、安全で安定的な処理が求められます。施設の建設から運営、維持管理等においては、経済性や効率性も考慮しながら、環境負荷の低減、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

以上を踏まえ、次の4つの考え方を基本理念とします。

- ①環境保全に配慮し地球温暖化対策に貢献する施設
- ②安全・安心・安定的な処理が確保できる施設
- ③災害廃棄物処理への対応ができる施設
- ④経済性・効率性に優れた施設

IV ごみ処理基本計画

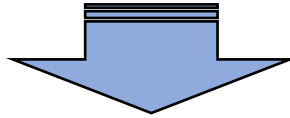
3 ごみ処理基本施策

3-2.推進項目

基本施策3 ごみの再利用・再生利用への誘導

(12)資源化の推進

- ・資源化可能な紙類がリサイクルルートへ適正に排出されるよう、わかりやすい情報発信に努める。
- ・雑がみの分別に関する情報発信を強化する。
- ・プラスチック類等の再資源化について調査・研究を進める。



IV ごみ処理基本計画

3 ごみ処理基本施策

3-2 推進項目

基本施策3 ごみの再利用・再生利用への誘導

(12)資源化の推進

- ・資源化可能な紙類がリサイクルルートへ適正に排出されるよう、わかりやすい情報発信に努める。
- ・雑がみの分別に関する情報発信を強化する。
- ・プラスチック類等の再資源化に向け、新ごみ処理施設の稼働にあわせた分別方法の見直しを行うこととし、処理方式、分別収集方法等について検討する。

IV ごみ処理基本計画

5 中間処理計画

5-1.中間処理方法

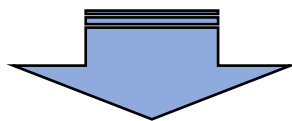
(1)中間処理方法

計画目標年度(令和 13(2031)年度)における中間処理方法を表 4-5 に示します。

中間処理については、既存のクリーンセンター焼却施設及び破碎選別施設での処理及び平成 28(2016)年度から実施している焼却灰の資源化を継続します。

なお、紙類・布類(新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類)については、現状どおり直接資源化を継続します。

現在稼働中の明石クリーンセンターは、供用開始から 20 年以上が経過し、経年劣化が進んでいることから、新ごみ処理施設に向けた取り組みを進めています。令和元(2019)年に生活環境影響調査に係る現況調査等を完了しており、今後は新ごみ処理施設整備基本計画の策定等、早期建設・稼働に向けてさらに取り組んでいきます。



IV ごみ処理基本計画

5 中間処理計画

5-1.中間処理方法

(1)中間処理方法

計画目標年度(令和 13(2031)年度)における中間処理方法を表 4-5 に示します。

中間処理については、既存のクリーンセンター焼却施設及び破碎選別施設での処理及び平成 28(2016)年度から実施している焼却灰の資源化を継続します。

なお、紙類・布類(新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類)については、現状どおり直接資源化を継続します。

現在稼働中の明石クリーンセンターは、供用開始から 20 年以上が経過し、経年劣化が進んでいることから、新ごみ処理施設整備に向けた取り組みを進めています。令和元(2019)年に生活環境影響調査に係る現況調査、令和5(2023)年に新ごみ処理施設整備基本計画を策定しており、今後は施設整備・運営事業に関する基本設計の作成及び事業者の選定に向けた取り組みを進めます。